

○松山市介護保険特別地域加算に係る利用者負担軽減事業実施要綱

制 定	平成 16 年 12 月 21 日要綱第 69 号
改 正	平成 17 年 6 月 30 日要綱第 48 号
改 正	平成 17 年 9 月 30 日要綱第 64 号 平成 18 年 3 月 31 日要綱第 32 号
改 正	平成 26 年 8 月 4 日要綱第 74 号
改 正	平成 31 年 3 月 29 日要綱第 11 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱（平成 12 年老発第 474 号別添 4）に基づき、本市の離島等地域（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された松山市内の離島振興対策実施地域をいう。）における訪問介護の利用者負担額の一部を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問介護 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項に規定する訪問介護及び法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業のうち介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービス（次号において「旧介護予防訪問介護」という。）をいう。
- (2) 利用者負担額 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）により算出した訪問介護に係る費用の額（その額が現に当該訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額とする。）から訪問介護に係る法第 41 条第 1 項に規定する居宅介護サービス費の額を控除した額及び松山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 28 年 1 月 26 日制定。次号において「実施要綱」という。）第 6 条第 1 項に規定する第 1 号事業支給費の額（旧介護予防訪問介護に係るものに限る。）をいう。
- (3) 要介護被保険者等 法第 41 条第 1 項に規定する要介護被保険者及び実施要綱第 4 条に規定する居宅要支援被保険者等をいう。
- (4) 社会福祉法人等 事業所が離島等地域にあり、利用者負担額の軽減を実施する旨を本市に申し出た社会福祉法人又はこれに類する団体として市長が認める団体をいう。

(軽減対象者)

第 3 条 軽減対象者は、本市の要介護被保険者等のうち市町村民税本人非課税の者（生活保護受給世帯に属する者を除く。）であって、次に掲げる諸規程に基づく措置の適用を受けていないものとする。

- (1) 松山市障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱（平成 17 年要綱第 48 号）
- (2) 愛媛県被爆者介護保険等利用助成事業実施要綱（平成 14 年 4 月 1 日施行）

(3) 社会福祉法人による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担減免取扱要綱
(平成17年要綱第64号)

2 前項の市町村民税の非課税の判定は、当該年度（4月から7月においては、前年度）の課税実績によるものとする。

(軽減の程度)

第4条 前条の軽減対象者に対する軽減の程度は、利用者負担額の1割とする。

(申請)

第5条 利用者負担額の軽減を受けようとする者は、あらかじめ社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（様式第1号。以下「確認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の確認申請書を受けたときは、速やかに軽減の適否を審査の上、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）によりその結果を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知を行う場合において、軽減対象者として確認された者については、決定通知書にあわせ、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（様式第3号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

(確認証の提示)

第6条 軽減対象者が対象サービスを利用する場合は、あらかじめ当該サービスを提供する社会福祉法人等に、確認証を提示しなければならない。

(確認証の有効期限)

第7条 確認証の有効期限は、確認申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。

(社会福祉法人等に対する助成)

第8条 市長は、社会福祉法人等がこの要綱に基づく利用者負担額の軽減を行った場合は、当該社会福祉法人等に対し軽減相当分の費用の一部を助成するものとする。

2 前項に規定する助成の対象額は、第4条の規定に基づき軽減した額とし、助成の額はその2分の1の額とする。

3 第1項の助成を受けようとする社会福祉法人等は、必要な書類を添付の上、市長に申請しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(編入に伴う経過措置)

2 中島町の編入の日前に、編入前の中島町介護保険特別地域加算に係る利用者負担軽減事業実施要綱（平成12年10月1日施行）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成17年6月30日要綱第48号）
この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

付 則（平成17年9月30日要綱第64号）
この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日要綱第32号）
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成26年8月4日要綱第74号）
この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成31年3月29日要綱第11号）
（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に提供された訪問介護に係る利用者負担額について適用し、同日前に提供された訪問介護に係る利用者負担額については、なお従前の例による。

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書
(離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担の軽減措置)

フリガナ 被保険者氏名	-----		保険者番号								
			被保険者番号								
生年月日	年 月 日生		性別	男・女							
住 所	〒										
	電話番号										
利用者負担額 減額申請理由											
<p>(あて先) 松山市長</p> <p>上記のとおり社会福祉法人等による利用者負担額の軽減対象の申請をします。</p> <p>なお、申請に当たり必要な個人住民税の課税状況を担当職員が確認することに同意いたします。また、介護サービス計画等を作成するために、特に必要があると認められるときは、認定結果を松山市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人に提示することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>申請者</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p>											

市記入欄

交付年月日	備 考	担当者
年 月 日		
適用年月日		入 力
年 月 日 か ら		
有効期限		受 付
年 月 日 ま で		

松山市介護保険 社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書

(離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担の軽減措置)

年 月 日

松山市長

印

先に申請のありました、介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請については、
下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	
決定年月日	年 月 日
決定事項	
1 承認 する	適用年月日 年 月 日 (承認内容) 有効期限 年 月 日 確認番号
2 承認 しない	理由

不服の申立て

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

